

案件	令和5年度 第1回 東大阪市図書館協議会 会議概要
日時	令和5年7月11日（火）午後1時00分～3時00分
場所	東大阪市立市民多目的センター 3階 大会議室1
出席委員	伊藤委員、根井委員、村田委員、森委員、住山委員、嶋崎委員、初谷委員、八角委員(8名)
欠席委員	青山委員、片野委員、田中委員、西浦委員、川原委員(5名)
事務局	中西社会教育部次長、松木社会教育課長、河井同課総括主幹、川端主査ほか 吉本学校教育推進室室次長、原田主幹
指定管理者	八木市立図書館統括館長、白井永和図書館長、岩城花園図書館長、山内四条図書館長
委託事業者	株式会社図書館総合研究所(廣木氏ほか)
内容	<p>◎開会</p> <p>◎事務局、指定管理者、委託事業者紹介</p> <p>◎会議の成立状況</p> <p>図書館協議会委員総数13名のうち出席委員8名、委任状提出委員2名 東大阪市図書館条例施行規則第14条第6項の規定により会議は成立。</p> <p>◎次長挨拶</p> <p>・令和5年度に入り、今後の図書館運営の指針である、「第二次東大阪市立図書館基本構想」の策定に取り組んでいる。これまでの事業の状況を整理し、次世代に向けて重点的に実施すべき事業を検討している。前回、令和5年1月の協議会でお伝えした、四条図書館が入る新たな施設を整備する基本計画の策定が並行して進んでおり、大変慌ただしくなっている。</p> <p>・所管課として、図書館部門と児童相談所部門との複合施設における、本市の子どもファーストの思いを具現化できる新たな図書館像を模索している。多くの方々のご意見を参考にすべきであり、委員の皆様にもご協力をお願いしたい。</p> <p>◎委員長挨拶</p> <p>・令和5年度の第1回目ということで、いよいよ第二次基本構想の策定に向けて皆様方の意見交換をしっかりと進めてまいればと考えている。</p> <p>・2006年から2008年にかけて、本協議会としても市立図書館のあり方について検討し全体的な答申をしたが、それを受けて2013年から2015年にかけて議論を行い、現在の基本構想が出来上がった。現基本構想は諸事情により期間延長して今に続いているが、いよいよ情勢も変わり、第二次基本構想の策定に着手するというキックオフの回となる。</p> <p>・ぜひ充実した議論となるようよろしくお願いいたします。</p> <p>◎案件説明及び質疑応答</p> <p>案件(1)「図書館基本構想に係る施策の進捗状況について」【資料1-1】【資料1-2】【資料1-3】【資料1-4】【資料1-5】</p> <p>《事務局》</p> <p>・資料に沿って各施策の現状を説明。</p> <p>1.現行構想の総括</p> <p>◆平成27年3月、今後の市立図書館全体の機能・サービス等の在り方を整理したうえで、再整備する永和図書館、四条図書館がどのような機能・サービスを担うべきかを検討するために、「東大</p>

阪市立図書館基本構想」を策定し、これまで様々な施策を実施してきた。

◆学校司書については、令和3年度に19名を配置し、学校連携としての取組を大きく前進させた。市立図書館も、学校図書館の環境整備に取り組む学校司書に対し、学校司書連絡会等を通じてサポートしてきた。

◆現行構想に位置づけられた施策として、図書館の開館日・開館時間の増加、楠根、布施駅前の各リージョンセンターの市民プラザ内での出張図書館、市立学校や介護施設等への団体貸出、郵送貸出サービス、ヒバリヤ書店での図書の返却サービス、四条図書館でのベビータイトムなどを実施してきた。

◆現行構想に基づいた施策を進める一方で、構想策定時には想像できなかった、昨今の図書館を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、電子図書館サービスや電子申請サービスを導入した。全国的な広がりを見せている自治体DXの関連サービス、新型コロナウイルス感染症の拡大で、図書館が休館となった際に注目された非来館型サービスとして、電子図書館が与えた影響は非常に大きなものであった。

◆電子図書館については、学校連携の取組の一つとして、市立小中学校や市立日新高校で配付された1人1台端末から利用できるように整備したことで、子どもたちの読書環境の充実にも大きな役割を果たした。

◆これらの学校連携の取組を含む、乳幼児期からの子どもの読書環境の充実に繋がる多くの活動が評価され、東大阪市立図書館は令和5年4月23日、「子供の読書活動優秀実践図書館」として、文部科学大臣表彰を受賞した。

◆図書館協議会において、各施策の実施状況について進捗確認を行ってきた。現在も継続して実施している内容が大半であるが、四条図書館の複合施設化や学校図書館と市立図書館のシステム連携など、現時点で検討中や未実施となっている施策があり、今後の方向性について、見直しや検討が必要である。

2. 今後の予定

◆第二次図書館基本構想について、令和6年3月の策定に向けて図書館協議会のご意見を踏まえながら、今年度中に策定準備を進めていく。

◆児童相談所との複合施設については、令和10年4月の開設をめざす。令和6年3月の策定に向け、児童相談所設置準備室が主となって施設整備に係る基本計画の策定準備を進めている。社会教育課も、計画策定に係る会議等に参加し、意見交換や情報共有を行っている。また、現四条図書館の閉館時期については、施設整備の手法が、市の直営もしくはPFI方式のいずれを採用するかによって異なることから、整備手法が決定し、具体的な工期が示された際に改めて報告する。

《図書館》

図書館での実施事業について

◆【資料1-3】「図書館基本構想実施状況(R1~R4)」は現基本構想における事業の一覧であり、令和元年度から令和4年度までの各事業の実施状況と、令和5年度時点における実施・検討等の状況をまとめている。【資料1-4】「重点的に行う施策の令和4年度の実施事業と令和5年度の実施予定事業」は電子図書館、子育て支援、学校連携、ビジネス支援の4項目に分類し、内容は次のとおりである。

◆「ひがしおおさか電子図書館」については、令和3年4月に開始し、今年で3年目となる。電子図書館の学校利用は順調に推移しており、朝の読書の時間を中心とした利用が定着してきており、貸出数、貸出人数ともに増加している。読みたい本が貸出中という問題については、令和4年4月より読み放題型のコンテンツを100点導入して対応した。令和5年度は、その数を425点に増やしたことで、学校での電子図書館の利用数、閲覧数が10倍以上に増えている。

一般の利用については、実際の図書館の通常開館に伴い、若干減少したが、HANAZONO EXPOにおける出張図書館での体験会や近畿大学での講演会など、図書館外での広報活動により利用促進を図っている。令和5年度は5月に開催された、東大阪市民ふれあい祭りでの体験会、東大阪市の広報番組「虹色ねっとわーく」での広報VTR、四条図書館での利用講座、大阪樟蔭女子大学での公共図書館ミニ講座を実施している。

◆子育て支援については、新型コロナウイルス感染症により中止となっていたおはなし会などが順次再開され、参加者数も以前の状態に戻りつつある。また、ブックスタート事業は、絵本や動画視聴のための二次元コードの配布のみであった令和4年度に対して、令和5年度からは以前のようにボランティアによる読み聞かせを再開している。四条図書館では、乳幼児のいる保護者が図書館に来館しやすくなる取組として、月1回のベビータ임을開催してきたが、現在はその回数を月2回に増やしている。

◆学校連携については、学校図書館の蔵書を補完して授業での図書活用を図るため、団体貸出を促進している。令和4年度は31校約7,300冊の貸出であったが、令和5年度は5月末時点で既に14校へ2,291冊を貸出している。また、引き続き学校司書連絡会にも参加し、5月10日に開催された令和5年度第1回学校司書連絡会では、本の修理というテーマで研修を実施した。

今年度より市立図書館主催で「東大阪市図書館を使った調べる学習コンクール」を開催する。東大阪市内立小学校の全児童を対象に作品を募集し、子どもたちの調べ学習の促進を図ることを目的としている。

◆ビジネス支援については、東大阪商工会議所の会報誌「商工月報」に、図書館サービスの広告を掲載して広報に努めている。引き続き関連資料の収集に努めるとともに、資料展示を通して活用を図っていききたい。令和5年4月より、有料データベースの中に、官報情報検索サービスを追加した。

《学校教育推進室》

学校司書連絡会について

◆学校司書は、学校教職員の一員として司書教諭と協力しながら、学校図書館の「読書・学習・情報」の3つのセンター機能を向上させる役割を担っている。本市では令和3年度より全小中学校に対し、学校司書19名を配置した。1名の学校司書が4校を担当しており、1校あたり週1回の勤務となる。学校や学校司書によって取組は様々だが、配置後の具体的な変化として、学校図書館の環境整備、選書の質の向上、読み聞かせの充実、開館時間の増加などが挙げられる。

学校司書は学校図書館の運営管理と児童、生徒に対する教育、その両面にわたる知識・技能を習得していることが望ましく、本市では学校司書の資質向上、情報共有の場として市立図書館と連携しながら、学校司書連絡会を配置年度から継続して開催している。令和5年度も年4回開催を予定しており、第1回は5月10日に花園図書館で実施した。内容は、花園図書館職員を講師とした本の修理講座と、学校図書館の授業での活用について、事前に学校司書が作成した「学校図書館授業活用計画」を基に交流会を行った。第2回は8月末に予定しており、「学校現場での著作物の利用について」というテーマで講演を聴く予定となっている。第3回は12月、第4回は3月の開催を予定。

【委員長】

【資料1-2】は現行構想の総括である。【資料1-3】「図書館基本構想実施状況(R1~R4)」について、表の中で「実施」となっているのは進捗管理をおこなっているものであり、特に「検討」「未実施」のものについては、第二次基本構想の議論の中で、今後取り扱いなども考えていかなければならない課題である。

【委員】

四条図書館の閉館時期について、施設整備の手法が直営またはPFIにより異なると書いてあるが、直営かPFIかまだ決まっていないのか。

《事務局》

未決定である。

【委員】

PFIはやめておいた方がいい。今まで成功した試しがない。

【委員長】

児童相談所との複合施設の整備は、社会教育課の所管ではなく、児童相談所設置準備室が進めていくのだが、特に大事な点は、社会教育課も計画策定に係る会議に参加して、意見交換、情報共有を行っていくことである。整備の過程で、図書館や社会教育政策としての考え方を反映してもらうようになっている。今の委員の意見も、手法等についての議論の機会があれば、念頭に置いていただきたい。

案件(2)「第二次図書館基本構想の策定について」【資料2-1】【資料2-2】【資料2-3】【資料2-4】【参考資料2】「第二次東大阪市立図書館基本構想の策定のためのアンケート内容」東大阪市立図書館基本構想(第3版)目次」

《事務局》

・【資料2-1】「第二次東大阪市立図書館基本構想の策定について」に沿って現状を説明。

1.第二次東大阪市立図書館基本構想の策定に向けた考え方について

◆【資料1-2】現構想に係る施策の進捗状況の内容を踏まえて、第二次図書館基本構想の策定にあたっては、国の動向などを注視しながら、市立図書館全体としての将来像を明確に定めて、利用者にとって最適な読書環境を提供できるように、各施策について精査し、選択と集中を行う必要がある。

2.現行構想の構成について

◆蔵書冊数など図書館の基礎データに関する記述がなく、市立図書館の現状及び課題に関する内容が不足している点、期間中に読書バリアフリー法などが施行されたため、対応に関する記述がない点、全体構成としてサービスの各論から記述されており、そのサービスの必要性に至る背景や理由が不明瞭など、留意すべき点が見受けられる。

また、電子図書館など現行構想期間中にサービスが開始・拡充されている施策も、第二次構想の中に新たに位置づける必要がある。

3.第二次構想の策定方針について

◆各館の特色あるサービスの位置づけについて、永和図書館のビジネス支援サービス、四条図書館の子育て支援サービスに加えて、花園図書館にも特色あるサービスを新たに位置づけることで来館者増に繋げる。また、永和図書館、四条図書館の特色あるサービスについても、さらに充実した内容となるよう、新たな視点を持って検討していく。

◆電子図書館の利用拡充について、本を読みたいが、仕事や学校で忙しく、図書館の開館時間中に図書館に行けない、図書館が家から遠くて利用できないという方でも、時間と場所を選ばず利用できる電子図書館サービスを、今後さらに推進していくことで、広く市民に利用してもらえる図書館をめざす。

◆子ども読書活動の推進や読書バリアフリー法に基づいた施策について、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推

進に関する法律(読書バリアフリー法)に基づき、市立図書館として取り組むべき施策の方向性について位置づける。

◆全体構成の再構築について、現状分析や課題を踏まえて、今後の市立図書館の在り方について記述するなど、全体の流れを再構築する。

4.目次案について

◆現状分析や課題などを記述し、その後に図書館のコンセプトへつなげるような目次とする。

まず、「1.はじめに」で策定の背景や位置づけについて述べ、「2.構想の前提」で基礎データからわかる図書館の現況について記述する。3.で、アンケート調査から分かった市民ニーズについて述べる。次に、「4.課題」で、構想の前提や市民ニーズを踏まえた、全体の課題を記述する。「5.コンセプト」では「4.課題」を踏まえて、今後の市立図書館全体の方向性や概念について記述し、サービス方針へつながる考え方を示す。また、各図書館のこれからの在り方として3館の特色を示す。

また、電子図書館について、学校連携を通じた子どもの読書活動の推進を図るとともに、今後の図書館サービス網の一つとしての位置づけを行う。次に「6.サービス方針」で「5.コンセプト」を実現する上でのサービスを記述する。最後に「7.実施スケジュール」で対象期間中のスケジュールを掲載する。

5.検討事項について

◆第二次構想では、3.第二次構想の策定方針に記載の通り、図書館3館の特色を重点項目として示したい。

◆現在、永和図書館は商工会議所に併設されていることなどにより、ビジネス支援を特色あるサービスとして位置づけている。今後、このサービスをより発展させていくための方策を検討する必要がある。

◆花園図書館は、現行構想では特色あるサービスとしての位置づけはないが、花園ラグビー場や、市民美術センターが近隣にあることから、今後これらの施設などとも連携しながら、特色あるサービスとして位置づけていきたいと考えている。

◆四条図書館は、児童相談所の複合施設として建て替えられることが決定しているが、引き続き子育て支援を特色あるサービスとして位置づけていく。なお、複合施設での図書館のコンセプトとして、『子どもをテーマに市民がつながる場』で、整備方針としては、①明るく開放的に感じられ、居心地のいい空間、②子育て世代と子どもが使いやすい機能、③ゆったりと過ごせる十分な閲覧スペース、の3点を挙げている。これらを踏まえて、子ども関連施設との併設による施設面での相乗効果や新たなサービスについて、現在社会教育課内でアイデアを出し合っている。

具体的には、次の【資料2-2】のように、ブレインストーミングという方法で実現が可能か不可能かということは別にして、こんな図書館があればいいと思うものを、自由にたくさんの意見を出し合っている。既に200個近くの意見が出ているが、この資料はその中から抜粋したものである。図書館利用者からの意見なども取り入れて検討している。委員の皆様にも自由な発想で、お子様やお孫様と訪れるならどのような図書館がいいかなどの視点からご意見をいただきたい。

◆今後の図書館協議会の予定について、第2回図書館協議会は、事前に郵送したとおり9月19日(火)に実施する。議題は、アンケート調査の結果報告と策定方針の進捗などである。第3回は、10月24日(火)または10月31日(火)を予定しており、構想の素案を確認いただく。第4回は2月頃の開催を予定しており、12月から1月の間に実施予定のパブリックコメントの結果を反映した構想を最終確認いただく予定である。

《委託事業者》

・【資料2-3】「第二次図書館基本構想策定スケジュール」に沿って説明。

【資料2-3】左側にある(1)から(7)までの業務内容ごとに、令和6年3月末までのスケジュールを示している。

資料中段に記載している(3)関係会議については、2つの会議体制で進行している。令和5年度の図書館協議会は本日を含めて4回、図書館基本構想施策推進委員会は5回を予定している。各会議の議題は、資料に記載の通りの内容を予定。

現在、(1)現状分析及び課題の抽出の精査を行っている。(2)アンケート調査についても実施を進めている。アンケートの集計及び分析を8月に行い、(4)の②各図書館の特色等の検討や、③四条図書館のコンセプトや機能を検討し、9月に基本構想の素案を作成する。その基本構想素案を会議で確認いただいた後、12月15日から1月15日の期間で(5)パブリックコメントを実施する。市民の意見をもとに基本構想の案を修正し、令和6年3月の完成を予定している。

次に、【資料2-4】「第二次東大阪市立図書館基本構想策定のためのアンケート調査実施について」説明する。

まず、「1.目的」について、第二次基本構想の策定にあたり、図書館サービスの対象となる各世代、一般市民、子育て層、学校関係者、就業者に対してアンケート調査を実施し、図書館の利用状況やそれぞれの世代ならではのニーズを把握する。また、これからの図書館に望むことや、潜在的な利用者層のニーズ、つまり今、図書館を利用していない人々に対して、なぜ図書館を利用していないのかを問うことで、今後の方向性に活かし、これからの図書館像や具体的なサービス、複合施設として建設される図書館のコンセプトへと反映することを目的とする。

続いて「2.対象及び目標回答数」について、①一般市民、②子育て層、③-1学校関係者の児童・生徒、③-2教職員、④就業者を対象とし、それぞれ約400件を目標回答数に設定している。

「3.アンケート実施期間」は、対象ごとに2週間程度を予定している。それぞれの対象で期間が少しずつ違うので、詳細については、「6.全体スケジュール」で説明する。

次に「4.実施内容」について、①一般市民については、紙の調査票とウェブによるアンケートの両方を実施する。紙の調査票は各図書館・分室・移動図書館にて配布を行い、ウェブについては東大阪市のウェブサイトに掲載した上で、TwitterなどのSNSで周知を行う。配布枚数は5館合計で3,000枚としている。主な質問内容は、年代、職業、居住地域などの属性に関するもの、図書館利用状況と利用目的、図書館を利用していない場合は、その理由を問う。電子図書館についての利用状況では、利用している人または利用したことがある人に対しては、利用するメリットをきく。利用していない人、利用したことがない人に対しては、なぜ利用していないのかなどを、選択肢を設けて問う。今後の図書館サービスを考えるにあたり、どのようなサービスが充実するとよいかについても質問する。最後に、新設される図書館に希望するサービスや機能について質問する。

続いて②子育て層については、ウェブによるアンケートを実施する。市内全ての市立保育園、幼稚園、認定こども園の園児の保護者を対象としており、配布数は1,780枚である。主な質問内容については、基本的には一般市民への質問内容をベースとしながらも、子育て層ならではのニーズを捉えるために、その層が図書館を利用しやすい曜日や時間帯、子育て支援として充実してほしいサービスや情報について質問を設けている。

③-1児童・生徒についてもウェブによるアンケートを実施する。東地区、中地区、西地区より選出した、小学校3年生、5年生、中学校2年生を対象としている。対象校は資料に記載の通りで、対象人数は1,700名。主な質問内容については、こちらも一般市民への質問内容をベースとしながらも、一部の選択肢について子どもを対象とした内容に変更を加えている。特に電子図書館を利用している児童・生徒に対しては、電子図書館を使うようになってから、読書への興味に変化したかななどの質問を設けている。

③-2教職員についても、ウェブによるアンケートを実施する。市内全ての市立小中学校を対象とし、各校から教職員1名以上に回答してもらう。対象人数は76名。質問内容は、特に電子図書館について、授業などでの活用状況やその目的などを質問する。また、電子図書館の学校連携開始前と比較して、生徒の様子で気づいたこと、変化などがあれば回答してもらう。学校連携に関しては、出前講座への希望や団体貸出の利用についての意見や要望、子どもにとってあったらよいと

思う図書館サービスなどを自由記述で回答、学校連携サービスに対しての要望や意見をもらう。

④就業者についてもウェブによるアンケートを実施する。「中小企業だより」に配信登録されている登録者のうち、東大阪市内で働く方を対象とする。配付方法は、「中小企業だより」の電子メールとLINEによる配信で案内する。質問内容は、こちらも一般市民への質問内容をベースとしながら、今後提供していくビジネス支援サービスのために利用しやすい時間帯や曜日、ビジネス支援で充実してほしいサービスや情報などについて問う。

最後に、「5.設問設計の考え方」について、今回のアンケートでは、調査の目的に応じて質問を設定している。その他、回答率を上げるため、設問数をそれぞれ15個前後に留め、前提条件が必要な質問には説明を設けるなどの工夫を行っている。

また、外国籍の児童・生徒にも対応するために、児童・生徒対象のアンケートについては、英語、韓国語、中国語で翻訳している。

「6.全体スケジュール」については、対象ごとの周知方法に合わせて、資料に記載のとおりの日程に従って設定している。学校関係者については、夏休み期間に配慮して期間を設定した。

全体として、すべての回答が7月末までに集まるスケジュールとしている。

参考資料として、各アンケートの配布チラシや実際の質問票を配付している。詳細についてはそれら資料を参照されたい。

【委員長】

【資料2-1】が今回の協議のベースになる資料である。今説明があったとおり、1が考え方、2が現構想の課題、3に第二次構想の策定方針、そして4が目次案、5が検討事項という並びになっている。時間が限られているため、事前に私が事務局から本日の資料等について説明を受けたときに感じたことを簡単に申し上げておく。

まず、2の現行構想の構成について、3点留意点が挙げられている。1点目が各図書館の基礎データの記述がない点で、数値的に分析し、課題などをもう少し抽出すべきではないかということ。2点目は、2019年に読書バリアフリー法が施行されているが記載がないこと。3点目が少し問題と思われるところで、事務局とも話をしていた点である。つまり今の基本構想は、全体構成としてサービスの各論から書かれており、そのサービスの必要性や理由が不明瞭としている点で、事務局内の協議で現状の認識としてとらえている。今日追加で手元に、現行の基本構想第3版の目次を配付している。前回の協議会時、基本構想第3版は配付しているので、目次だけご覧いただければ理解いただけると思う。今の基本構想は、期間延長しているものであるが、1章で全体構想が書かれ、2章で個別サービス構想について書かれている。1章でサービスの総論についてはページを割いて述べているので、「サービスの各論から記述していて背景や理由が不明瞭である」というのは、総論がないという意味ではない。個別サービス構想に繋がるように、第1章の全体構想のところを、第2次構想ではもう少し念入りに書きたいという意味であろうと思われる。

また、後の議論にも関わるので、2点だけ簡単に申し上げたい。

目次案のコンセプトのところ、電子図書館サービスについて、学校連携を通じて子どもの読書活動の推進を図るとともに、今後の図書館サービス網の一つとしての位置づけを行うと書かれている。電子図書館サービスは、今後もさらに充実していくと思われる。電子図書館が充実すれば、これまで何度も議論してきた図書館サービス網の問題について、中核市で大きな東大阪市の全域に図書館サービスを行き渡らせる、それを補う、あるいは支える大きな柱に電子図書館サービスがなるかもしれない、という意味で書かれている。この点は注意していただきたい。

5の検討事項として、3館の特色づくりをしたいと書かれている。花園図書館については現在、特色を決めているわけではないと書かれているが、これにも経過がある。委員の皆様の方がご存知かもしれないが、過去に中央館をどうするかという議論があり、花園が中央館的な位置づけになっていたため、逆に永和と四条に特色づくりをしようという経過があって、今に至っている。何

も花園に特色がないのが悪いわけではなく、総合的な意味合いがあったということだ。ただし、今は中央館的な役割が永和に移っているので、その意味で今後、図書館全体の組織の中で、どこを中心として、それぞれの特色づくりもさらに上乘せで行っていくか、そういう議論をしていきたいという趣旨である。以上3点を補足した。何か意見はないか。

【委員】

ブックスタートボランティアで出会う海外の子どもが非常に多くなっている。図書館を利用したことのない方にアンケートを実施したいとのことであったが、感じる場所はベトナムや南米のペルーなど、英語圏でも中国語圏でもない、まして日本語も全く通じない、そういう親御さんが多くいる。今、語学の翻訳アプリが多くあるので、ウェブでアンケートをとるのであれば、どの言語にも対応できる形で作成されると期待している。全く図書館を使ったことがない、図書館があることすら知らない、そんな人に届けてほしいアンケートである。検討してほしい。

【委員長】

今の意見について、受託先の方ではアンケートの実施にあたって、子どもたちの外国言語対応などについては、どう考えているか。

《委託事業者》

今は、英語、中国語、韓国語で翻訳しているが、ご指摘のベトナム語などには対応していない。市の担当者とは相談し、翻訳サービスを使えばというのはあるが、翻訳サービスだけだと理解が難しかったり、間違いなども出てしまう。今翻訳している3言語についても、専門家に判断してもらったうえで実施している。それが、ベトナム語などになってしまうと難しいというところで、今回実施には至っていない。

【委員長】

何度もやる調査ではないので、何か配慮ができるといいが。

【委員】

【資料2-4】のアンケート調査実施について、①一般市民へのアンケートで、図書館では紙のアンケートを配り、市のウェブサイトでもアンケートを実施するということだが、可能であれば、図書館に来ていない方へのフォローがもう少しできればと思う。図書館に来られていない人のために、例えば商店街等にアンケートを置いてもらうなどでできればと思う。

【委員長】

非来館者への対応について、もう少しチャンネルを広げてはという話である。いかがか。

《委託事業者》

非来館者の意見を聞くことは、図書館界では非常に重要になっている。まずはウェブが中心となっており、意見のあった商店街などでは、今は実施する予定にはなっていないが、市の担当者とは何かできるのか相談したい。

【委員】

ぜひ近場でできるといいと思う。スマートフォンで答えるのは、学生たちもかなり気楽にするし、紙よりはもう少し気軽にできる方が増えるかもしれない。Twitterやポスターを貼ってもらうなど、①の一般市民の方へ配慮できればと思う。

【委員】

新四条図書館のブレインストーミングに関して、先日テレビで、子どもがおしゃべりしてもいい、新しい図書館が紹介されており、来館者が増えたというのを見た。これはいいと思った。子どもが使いやすい図書館というところの一番目に、子どもが自由に騒いでいい、キッズタイムを作るということであるが、子ども同士が本を読んでおしゃべりするというのはすごくいいと思うので、検討いただければと思う。

【委員長】

【資料2-2】のブレインストーミングについては、社会教育課の方たちで、自由に意見を出し合っているとのことだが、今のご意見も含め、各委員からも、さらにいろいろなご意見を寄せていただくとうい。四条図書館については、実際に施設を準備する所管課は別の課なので、社会教育課を経由して図書館サイドの意見を伝えてもらうことになる。ぜひ委員の皆様からも、新四条図書館に求める機能・サービスについてお聞きしたい。いろいろなアイデアを、どのように凝縮できるか取捨選択できるかというところが、腕の振るいどころだと思われる。

【委員】

アンケートの実施期間が7月4日～31日となっているが、この2週間でできるか。

【委員長】

実施の目処はいかがか。

《委託事業者》

実施の目処というのはアンケートが集まるということか。すでに開始しているが、一般市民については、目標の400件近い数字が集まっており、基本的にはこの2週間でできると思っている。回収状況を都度確認しながら、回答が不足している対象については、先程の話のように、少し宣伝の方法、告知の方法を変更しながら、7月末までに回収できると考えている。

【委員】

東大阪市は文化のまちと言われ、自分も関与しているが、以前、東大阪市民文化芸術祭に約1万人が集まるので、例えば電子図書館のことを知らない人がまだ大勢いると思い、統括館長に電子図書館のポスターを持ってきてくれるように伝えた。実際電子図書館のポスターを貼ったら見る人がいる。市の行事は多くあるので、そこで掲示し、依頼すれば、もっと簡単にアンケートなども集まるのではと思う。警察の特殊詐欺撲滅のPRなどもやっている。ただ、期間が合致するかどうかは別であるが、これからやるとしたら、そういうやり方もあると思われる。

【委員長】

東大阪市は中核市で、今人口はどのくらいか。

【事務局(社会教育課課長)】

人口が約48万人から49万人である。

【委員長】

人口が約48万人から49万人くらいで、400件である。一般市民の意見を聞いたという目標として、ひとまず調査が進められているということだが、今の委員の意見も踏まえ、何度もやるアンケートではないので、想定回答数400と書いてあるが、この程度で進めてよいものか。

《委託事業者》

400という数字は、統計学上の数値で、分母(母集団)がどれだけ増えても標本として最低限400を取っていくと、(許容できる誤差の)データが得られるということで、アンケート調査をやるときの一つの指標となる数字である。今回はいろいろな対象に調査するので、まずはそこをベースにして、いろいろなターゲットの方から意見をもらうという形で進めている。ただ、図書館の利用者のアンケートなどは、予備分として多めに置いているので、最終的には400以上の回答があると思っている。またターゲットによっては、少し集まりが悪いものもあるので、相談できたらと思う。

【委員長】

データに基づいたよい課題分析や、どのような施策が必要かということが導き出せると、次の二次構想も充実すると思うので、工夫がまだ可能であれば配慮いただきたい。

案件(3)「子ども読書活動推進計画について」【資料3-1】【資料3-2】【資料3-3】【資料3-4】【資料3-5】【資料3-6】【資料3-7】

《事務局》

・資料に沿って説明。

◆現行の「第2次東大阪市子ども読書活動推進計画」の計画期間が、令和5年度末までとなっている。第3次計画は、令和6年度から10年度の5カ年を計画期間としている。令和6年3月の策定に向け、現在計画案を作成中である。【資料3-2】素案と、【資料3-3】素案に関する修正案は5月末の庁内会議終了時点のものである。

◆第2次計画の期間中には、コロナ禍の影響を受ける中で、全国に先駆け1人1台端末を活用した電子図書館サービスの導入や、学校司書の配置など、関係各所管課において新たな取組に着手し、子どもの読書環境の整備に努めてきた。

◆第3次計画における取組及び評価指標については、現在各課に設定を依頼中である。第2次計画から継続する取組もあるが、第3次計画では、例えば保育所、幼稚園等や学校現場での取組について、どの園及び学校でも同じ条件で読書環境が整備されているか等、評価できるような取組を所管課と検討していく。次回の図書館協議会において、各課の取組及び評価指標について素案へ盛り込み、報告する。

◆図書館協議会の委員様より、計画素案に関する意見をいただいた。子どものリテラシーの育成が必要であるという内容や、子どもの意見・要望を聞き、学校図書館の運営に子どもを参画させる必要があるという意見をいただいた。

他に、子どもが電子図書館を利用した感想等を聞きたいという意見もいただいた。現在、第二次図書館基本構想策定用の児童・生徒用のアンケート調査で、電子図書館の良いところや、環境は整っているが利用しない理由、読書への興味の変化等についての設問を設けている。

委員の皆様の意見は、国の子ども読書計画でも推進すべき点として強調されている。図書館運営に子どもの視点を取り入れることは本市の計画においても重要な点であると考えている。

◆当計画が子どもの読書量や読解力の向上に取り組む関係者の指針となることを目指して、引き続き検討していく。

【委員長】

案件(3)の「子ども読書活動推進計画」について、何か質問などはないか。

【委員】

毎年、ボランティア団体として4月の子ども読書週間のイベントに参加してきたが、今年は開催

されたのかもしれないが、前年と同様参加しなかった。子どもの読書体験として、電子図書は全市民的に網羅するためには必要なシステムであることは確かだが、やはり紙をめくる、持つ、かじる経験からスタートしたい。実体験として楽しい、うれしいというのがスタートなので、忘れないでほしい。根本的に本当に本を読むという体験を届けることを、今後もなくさないでほしいと願っている。

【委員長】

今委員より、紙媒体として本をしっかりと残すようにしてほしいという意見があった。【資料3-1】の取組状況に関し、記号に目がいきがちだが、この達成度が3カ年かけて、はかばかしくないものについては、やはり原因があると思う。数が多くあるわけではないが、進まない理由などは把握されているのか。例えば【資料3-1】、家庭文庫と図書館が連携を図って地域における読書活動を推進するという項目だが、令和2年からこの3年間、コロナ禍の影響が大きかったと思われる。コロナは5類になったが消え去ったわけではなく、同様の状態が想定される中で、この3年間を振り返ったときに、少しはかばかしくない項目についてはどう考えるか。何か議論をすればお伝えいただきたい。今の委員の意見は、やはり子どもたちがリアルに本に触れる読書機会が大事というご指摘だったが。

《事務局》

やはりこの3年間は、コロナウイルスの影響がとても大きかったと思う。また、令和元年度に目標を立ててからこの間の状況の変化というのも、一つの原因になっていると思っている。

【委員長】

例えば、【資料3-1】の6ページの最後、ボランティア団体との連携のところでは、おはなし会をはじめ、いろいろなものに取り組むとされており、評価・課題のところでは、コロナが理由にあがっている。結局この事業を、参加人数を指標にして考えると、感染症というような問題が起こるとゼロにならざるを得ないが、何をもちょう果としていくのか、この取組を今後どのようにしていくべきか、そのための工夫や考え方、発想の変化などの議論があってもいいのではと思われる。一度に大人数は集まれないが、実際に各団体では、小さな単位でいろいろな活動を進めている。そういうことも考えてはいかがか。

《事務局》

次の第3次計画では、どんな状況にあっても、子どもの読書環境を止めないことを目標にしたいと考えている。

《事務局(社会教育部次長)》

少し補足したい。今の件、子ども読書活動推進計画に関係する部局の担当者という話をしているが、達成度のところの成果指標は自己採点だが、こういった事業についての採点は、実際には難しいという共通認識がある。開催回数が10回あったら丸なのか、8回だったらだめなのか、実際のところ根拠がない。そのような指標の定め方については、ご指摘の通り、まずは考える必要がある。

この基準でABCDを付けて、Aが並べば良くてきたということになるが、それでいいのかという問題もある。できていて当たり前なことばかり目標に定めて何の意味があるのかという話をしていた。できて当たり前ことは次から置いておいて、もう少し頑張ったら何とかなるもの、よくなるものを目標に定め、それについて自己採点したほうがよいのではないかという話を進めているところである。

【委員長】

今、次長よりお話があったような視点で考えていただけることは、よいことと思う。特に実際に、団体活動をしている方々の、この間の困難は著しいものがあったと思われるので、今後、どういふふうに計画の実践部分に組み込んでいけるのか、もう少し意見交換などがあるとよいと思う。

【委員】

ボランティアで、全市的に関わっている仲間と話しているのは、中止されるのはすぐなのに、再開できるのが遅いということである。判断に時間がかかって、なかなか再開できない。私たちはいつ再開しても大丈夫なように、スタッフも準備をするのだが、こちらが考えているよりも、約3カ月は遅い。東大阪市に関するものについては、中止の間は準備もしてはいけないというお達しがあったようで、実際に止まったイベントもある。それで2019年は、個人の名前で遂行したが、2020年も2021年も結局、市の名前を使えなかった。そのうちに、ボランティア団体と市立図書館との関係性が途絶えてしまった。前例がなくなったのでとても困っており、今ぜひ再構築したいと願っている。

【委員長】

図書館の分野に限らず、コロナの間に起った、いろいろな変化に対する今後の対応は、どの計画でも課題だと思うので、ぜひもう一度見直してみて、何を成果とするのか目標を定めて取り組んでいただけるとありがたいと思う。

案件(4)の「その他 読書バリアフリー計画について」

《事務局》

◆令和元年に施行された、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、読書バリアフリー法の第8条で、「地方公共団体は、視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされている。

本市では、社会教育課で単独の読書バリアフリー計画を策定するのではなく、福祉部において令和5年度末に策定し、令和6年度を計画の初年度とする、「第7期東大阪市障害福祉計画・第3期東大阪市障害児福祉計画」の項目で読書バリアフリーに関する内容を盛り込むことになった。

【委員長】

これは前回、特に委員が強く述べられた点についての回答に当たるものである。読書バリアフリーに関する内容は、社会教育課で単独で作るのではなく、福祉部で策定する、「第7期東大阪市障害福祉計画」の中の項目として入れたいということである。そういう決定となったことを、委員をはじめ関係の方はご存知か。もしご存じなければ、そういう組み込み方になるので、新たに障害福祉計画に盛り込む読書バリアフリーに関する内容についても、意見をお伝えできる機会があればいいと思う。

《事務局(社会教育部次長)》

福祉部の進捗を把握していないので、改めて確認し、然るべきときに説明する。

【委員長】

本日、委員は欠席なので、出席であれば意見されると思うようなことを申し上げた。次長の回答のとおり確認をいただき、思いがきちんと行政計画として反映されるようになればと思う。

【委員長】

以上で、案件(4)まで議論を進めてきた。再度、案件(2)の「第二次図書館基本構想の策定について」、【資料2-3】策定スケジュールを見ていただきたい。

今年度は4回の図書館協議会が予定されており、今日、7月11日が第1回で、問題の状況など、今後の取組の進め方を話してきた。スケジュールでは、第2回が9月になっており、アンケート結果報告と現状報告を受けることになっているが、協議会なので、協議をすれば、この第2回だと思ふ。

行政の基本構想施策推進委員会の第2回が10月初めと、第2回図書館協議会の後で開催されることになっている。つまり庁内の会議で構想素案の確認をしてから、10月末か11月の第3回の図書館協議会で構想素案を確認するという流れになっている。ところが、先程話のあったとおり、例えば3館の特色をつけたいなどさまざまな課題について、文章化され構想素案として出てきてから読むのでは、おそらく11月、12月になる。パブリックコメントも12月15日から予定されているので、大変慌ただしくなる。

そこで、今後の進め方だが、今日も第二次図書館基本構想の目次のイメージを示してもらったが、(4)構想案の作成という欄を見ると、①目次案の作成、②各図書館等の特色の検討、③新東部図書館の内容などについては、当然9月中に検討が終わる形になっており、9月後半に第2回の図書館協議会が開かれることになる。そこで第2回の協議会において、可能な範囲で、構想素案という形でまとまる前に、どういう状況なのかなど案を示していただけませんか。

当然、今度の第二次基本構想では、選択と集中、取捨選択していく形になるかと思う。今まで大変よくできていた施策はさらに伸ばす方向にいくであろうし、いろいろ課題があつて、難しい問題については、今後どう取り扱うのかの見直しも出てくる。

2回目の協議会の時に、そういう取捨選択、選択と集中について、事務局の考えも披露してもらい、意見交換した方がいいのではないかと思います。このあたりはいかがか。

《事務局(社会教育部次長)》

今、委員長からお話のあった点、前回1月の協議会でもお伝えしたが、大きく2点ある。一つは、リージョンセンターの市民プラザにある図書コーナーあるいは図書スペースの扱いである。もう一つが移動図書館の考え方について、前回の1月の協議会以降、社会教育部と部内で協議を続けている。

まずリージョンセンターについては、前回の協議会では、地域活動支援室の回答について、利用者のニーズや市民の機運等に関する認識について疑義がある、地域活動支援室の考え方を確認されたいという話があった。この件に関し、その後、私の方から地域活動支援室と話をし、先方の考えを確認して、社会教育部として一定の結論に至っている。

今の時点で、もうほぼ定まっている話なので本日申し上げる。

まず地域活動支援室としては、所管課として当然、施設の利用者ニーズについては強く意識をしており、前回の回答については、それに基づいた回答ということである。

現在の図書コーナーを、図書館の拠点として活用するとすれば、指定管理者間の実際の管理上や実務上の問題にまつわる懸念事項もたくさんある。しかし、それらを脇に置いたとして、そもそもリージョンセンターの所管課としては、今後予定している施設の見直しにあたり、各地域の住民が目的を持って訪れて賑わう施設をめざしており、施設の今の状況とニーズを熟考した上で、本件については、限られた施設スペースにおける有効な選択ではないと考えているということであった。

協議を進める中で、我々として考えた結果、次期の基本構想の策定にあたり、今後の重点施策を定める上で、リージョンセンターの活用をどうするかを判断すべき時期にあるといえる。

私自身、平日・休日に、実際にリージョンセンターの図書コーナーの様子を見て回ったが、正直

なところ、いまだに図書館の地域拠点とする将来像を思い描くことができない。リージョンセンター、市民プラザと一口にいても、施設の状況も利用者の傾向もそれぞれ異なる。住民や利用者から、本を借りて読む施設を望む声も、実際には上がっていない状況で、こちらから一方的に、拠点を作りたいと場所の確保に固執するばかりでは、もし最終的に設置したとしても、喜ばれる地域拠点への道は開けないという結論を持って、我々と地域活動支援室との合意に至ったところである。

我々としては、リージョンセンターについては、現在実施中の出張図書館の展開を引き続き考えるとともに、図書館全体の広域サービスについては、例えば学校をはじめ、ほかの手段がないかを検討していくこととする。今後、例えば学校の統廃合があれば、その施設利用の話も出てくるかもしれない。ただ、その検討については、設置してみても様子を見るというやり方ではなくて、まずは需要と実施した効果を、十分吟味することが求められるし、またそうあるべきと考えている。

基本構想の策定にあたっては、そういったことを考えて重要な施策の軸、柱の下で優先順位を考えて進めていくべきと考えている。

もう一つ、移動図書館だが、同じく前回の協議会で、社会教育課から、移動図書館サービスの継続について、これまで財政課、行財政改革課、資産経営室など関係各所と協議をしていること、また移動図書館に使用している専用車両の値段が非常に高額であるので、財政負担を抑えて進める案というのを、こちらから提案しながら話を進めているとお伝えした。また同時に委員からは、市内全域にサービスを行き渡らすにはどうしたらいいのか、全体的なビジョンを示してほしいという意見もいただいた。

その後、2月から現在に至る状況についてご説明いたしたい。移動図書館は行財政改革プラン2020の見直し対象事業となっており、この【資料1-1】のスケジュールに記載されているとおり、最終年度である令和6年度には、公に、この移動図書館をどうするのかの結論を示す必要がある。

財政課をはじめ関係各所との交渉・相談は、こちらは現在、社会教育課ではなく私が行っている。というのも、社会教育課は前年度からずっと協議をしているが、既に結論が出ているという認識になりつつあると思われる。

社会教育課からは、どうにか事業継続の道がないのか、例えば小型車両に切り替えて費用を抑える案などを示してきたが、車の値段が高い安い、そういう問題ではなく、論点は、移動図書館事業を継続するかどうか、その可否の問題だという話である。

行財政改革プランの見直し項目に設定したということは、移動図書館には利用者の増加など将来に向けた発展の要素が乏しく、財源配分における選択と集中の考え方から廃止も視野に入れた検討も必要だということである。このプランの見直し期間の間に、移動図書館という、図書館へのアクセス格差を解消する目的で実施してきた事業の代わりに、新たに電子図書館という、より目的にかなう優れたサービスを全市域で提供していると考えられている。そのため旧来の移動図書館と、今回の電子図書館とで、選択と集中の対応が今後も求められているという状況である。

図書館と運営の所管課である社会教育課として、継続を望むのは当然のスタンスである。しかし市全体の考え方との兼ね合いも考える必要があり、既に社会教育課の思いや努力だけで押し通せる状況ではなくなっている。2台の車両の老朽化については、すでに24年と27年が経過している。このままでは、移動図書館という事業を掲げながら、車両の問題で実際には運行できないという好ましくない事態も近い先に起こり得る。そのため、課としては申し上げにくいですが、私は部次長の立場から、広域サービスとしての移動図書館については、第二次基本構想策定にあたって、電子図書館の推進へと転換していくように、社会教育課へ提案しているところである。この先、最終的な指示はどうか不明だが、今後、委員の皆様の意見を含め、我々社会教育部から教育委員会、さらに上層部へと判断を求めていく。以上がこれまでの状況である。

【委員長】

先程も申し上げたが、【資料2-1】で、現行構想の課題について、サービスの各論から入っていると書かれているが、それは違う。基本構想は全体構想からきちんと議論をしたし、さらに遡れば、2006年から2008年にかけて議論してまとめた答申に基づいており、その答申は総合的な見地からいろいろなデータをおさえて作られた経過がある。

そのような経過はあるが、今、次長から説明のあったように、この協議会でも数回にわたり、地域拠点の問題と、広域サービス・全域サービスをどう担保するのかという問題について議論してきた。これについて、今までの手段や方法については、第二次基本構想ではゼロから考え直したいということである。先ほど委員のご意見にもあったが、リアルに本に触れ合う機会、電子図書館もリアルに触れていることに違いはないが、いわゆるモノとしての図書との接点というものを、どのように設定していくかということが、第二次基本構想では真剣に考えないといけない状況になっている。

本日の1回目で、総括に当たる部分、実は大事なところが今のような点になる。代替策やさまざまな方向性、基本的な概念なども含めて、3回目では遅いと思うので2回目で、私たち自身も得心がいくような方向性を見出せるよう、うまく意見交換ができればいいのではないかとということで、第二次基本構想の方向性はこうではないか、こうしたらいいのではないかとという意味合いで申し上げた。何か意見はあるか。

【委員】

もっと早くに分かっていたのではないか。

《事務局(社会教育部次長)》

移動図書館の話をする、令和2年度から行財政改革プランの見直し項目になった。令和6年度までの見直し期間中に検討するということだが、我々社会教育課、図書館運営の立場からすれば、何とか続ける道がないのかと、ぎりぎりまで判断を延ばしてきたが、どこかで決断しなければならない時期がある。

社会教育課としてはどうしても続けたいというのは分かっているが、私は、組織上少し離れた部次長の立場から、そろそろ潮時ではないのかと正直思っている。

【委員】

一生懸命頑張ってきたけどだめだということか。

【委員長】

他にどうか。今日、まだ発言していない方、お願いしたい。

【委員】

社会教育委員をしており、子ども会活動などに携っている。話を聞いていて思ったのは、紙媒体は大事だということである。先ほどその意見を述べられた委員から、以前、子どもの幼少期に本の読み聞かせは大切だというお話をうかがい、その通りだという話をしたこともある。

もう一つ、家庭教育の希薄化という問題もある。学童保育のこともやっているが、やはり家庭教育というのは希薄化している。子どもの情緒不安定とか、自分たちの子どもの頃とは変わってきている。昔は、地域で子どものコミュニティがあり、困っている子がいれば、子どもながらに上級生などが助けるというのがあったが、そういうのも今は全然ない。

また、一方で話があったように次長の気持ちもよく分かった。行政の机の上で財政を判断すると、そういう答えになってしまうと感じた。

私も、初めてこの場でお話をお聞きし、紙ベースの活動は大切なので何か方法がないものかと思った。

【委員長】

先程次長には、社会教育課を超えた、部の次長としての立場から、間に立っての発言をいただいた。繰り返しにはなるが、今の委員の感想にもあるように、これまで数回に渡って、協議会ではこの件について議論をし、歴代の次長・課長には、本当に真剣に、財政当局に対して、移動図書館を守りたい、地域拠点を何とかできないかと取り組んでもらったのは事実だと思う。その中で今のような状況だということである。

私たち、今の立場にある者としては、第2回の協議会の時に少し進んだ議論ができるようにしたいと思う。今回の基本構想策定の委託先については、情報や各地の事例、さまざまな知見を持たれていると思うので、事務局とも調整し、第2回協議会では、何か議論の素材のようなものを用意していただきたい。

【委員】

このところ毎回議論されていたリージョンセンターも移動図書館も、そして電子図書館の話も、目的は一つなので、ばらばらに存続すべきかどうかという議論をしても仕方がない、トータルにビジョンを示すべきだということ、これまで何度か伝えてきた。それで、次長から、ある程度のお話をいただけたのだと思う。単純に予算を取るときに、車が古くなったから同じものを買直すというのは、一番予算が出にくい話だと思う。電子図書館を普及させることによって、いろいろな人が移動図書館でやっていたことをどうカバーしていくのか、電子図書館で100%カバーできるのかというようなところを、トータルなビジョンのなかでもう1回、検討する必要があると思う。リージョンセンターの役割にしても、そこに本を置いて手にするというのが難しければ、電子図書館との連携の中でリージョンセンターを活かすことができないのか、今後部内で検討していただければと思う。

アンケートは非常によくできていると思う。一つ思ったのは、例えば電子図書館を利用したことがあるかという問いで、知らなかった人が知りませんでしたと答えるだけではなくて、電子図書館について知りたいと思った人に何か結びついたりしないのだろうか。

【委員長】

アンケートに回答することで、逆にその情報に結び付くということか。

【委員】

これだけやるのでPRにもなるというところでちょっと思った。アンケートの話では、外国人児童の就学の話が出ていたが、これは結構大きな問題だと思う。アンケートに限らず外国人児童の就学問題というのは、地域の公共図書館としてもサポートしていくべき問題だろうと思う。

【委員長】

多言語のサービスなどについても、基本構想の中でしっかりと議論しないといけない。

【委員】

先程移動図書館の話があったが、子どもたちにとって、本との出会いがどの場所であるのかを、総合的に考える必要があると学校の立場から考えてみた。紙の本との出会いは、人を介してのものだと思う。電子図書館の本は、学校では休み時間も子供たちはよく開けている。大人の私

たちが本当に読めているのかな、と思うくらいの速さで読んでいるような感じである。小学校の方では休み時間も放課後も、家でも読んでいる。ただ、デジタル・シティズンシップというのか、それを活用してというところで、私は4月から中学校に移っているが、電子図書館の活用については、教員の方が二の足を踏んでいるようなところも多い。実際本当に本を読んでいるのかというところを教員は気にして、実は困っているところもあるのが現状だと思っている。ただ、子どもたちの方が、現状の流れにすごく乗っているのを感じている。

大人の視点で紙の本でという部分と、電子図書館という部分は、どちらも有効に活用できるのではないかと思う。紙の本との出会いというのが計画にあったが、ブックスタートの時期、幼稚園及び幼稚園型こども園の頃は、発達年齢に応じてやはり紙なのかなと思う。読書活動のボランティアに入ってもらい、小学校もだが、人の声とともにアクションを交えて本に出会うことが大事な時期だと思う。就学前の時期の出会いということで場所の確保も大事と思う。

また、中学校になると、計画の方にも書かれていた、学習センター・情報センターとしての図書館の機能が大事だと思う。そうすると、学習センター・情報センターとしての図書のあり方といったときに、中学校の方でも学校図書の充実が必要になってくる。現在、市の教育委員会から、図書の充実や司書の充実、配置をしてもらっている。先日は七夕だったが、小学校では七夕の時期には、アクションも交えて、司書の方が子どもたちに絵本の読み聞かせをしていた。中学校では、学校司書が、七夕を「星」、理科的な視点から捉えてアプローチをしていた。

子どもたちが、どこで図書と出会うのかについては、いろいろな場所があると思う。地域では、大学図書館なども利用できると思う。そのような中で、移動図書館がこれからどのように求められるのか、しっかり見ていきたいと感じている。

【委員長】

本日は、最初の回ということで、概ね状況と問題意識は共有できたと思う。各委員の皆様の思いも、事務局に伝わったと思う。このあたりを整理して、2回目の準備をお願いしたい。これで会議は終了する。

《事務局》

図書館協議会第2回及び第3回の日程確認のはがきについて、提出期限が7月13日(木)となっているので提出をお願いしたい。

◎閉会

以上